

平成二十年三月

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約
の説明書

外
務
省

目次

	ページ
一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 条約締結の意義	一
二 条約の主要な内容	一
三 条約の実施のための国内措置	三

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、平成十八年七月の杉浦法務大臣（当時）の訪中の際に、杉浦法務大臣と吳司法部長との間で、日中間の刑事共助条約の締結交渉を早期に開始することで意見が一致したことを受け、平成十九年一月に、両国間で交渉を開始した。平成十九年四月に温家宝中華人民共和国國務院総理が訪日した際、首脳間で交渉の年内実質合意に向け努力していくことで一致したことも踏まえ、鋭意交渉を行った結果、条約案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年十二月一日到北京において、日本側高村外務大臣と中華人民共和国側楊潔篪外交部長との間でこの条約の署名が行われた。

2 条約締結の意義

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局（我が国については法務大臣又は国家公安委員会等が、中華人民共和国については司法部又は公安部が務める。）を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものである。この条約の締結によって、我が国及び中華人民共和国のそれぞれにおける共助が一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の効率化・迅速化が期待される。

二 条約の主要内容

この条約は、前文、本文二十一箇条及び末文から成り、それらの主要内容は、次のとおりである。

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること等、この条約に基づく共助の実施に関する基本的な原則について定める。（第一条）

2 この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、中華人民共和国は司法部又は公安部を、それぞれ指定すること等について定める。（第二条）

3 被請求国が共助を拒否することができる場合等について定める。（第三条）

4 共助の請求の方法、共助の請求に当たって通報することが必要な事項等について定める。（第四条）

- 5 この条約に基づき請求された共助の実施に当たっては、被請求国は当該共助を条約の関連規定に従って速やかに実施すること、被請求国の権限のある当局は当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとること等、被請求国が請求された共助の実施に当たってとらなければならない手続等について定める。(第五条)
- 6 請求された共助の実施に要する費用の負担等について定める。(第六条)
- 7 この条約の規定に従って提供される証拠について請求国に課される使用目的の制限及び当該証拠に関する請求国の秘密保全等について定める。(第七条)
- 8 この条約の規定に従って提供された書類、記録その他の物の輸送、保管及び返還に関する条件について定める。(第八条)
- 9 証拠の取得について定める。(第九条)
- 10 人、場所又は書類、記録その他の物の鑑定その他の見分について定める。(第十条)
- 11 人、場所若しくは書類、記録その他の物又はこれらの所在地の特定について定める。(第十一条)
- 12 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する書類、記録その他の物の提供について定める。(第十二条)
- 13 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のための招請に係るものについて定める。(第十三条)
- 14 拘禁されている者の身柄の移送であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのものについて定める。(第十四条)
- 15 刑事手続に関する文書の送達について定める。(第十五条)
- 16 犯罪の収益又は道具の没収その他これに関連する措置及びこれらに関連する手続についての共助について定める。(第十六条)
- 17 犯罪記録の提供について定める。(第十七条)
- 18 この条約の規定に従って送付する書類は、権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によって証明されている場合には、認証その他の証明を必要としないこと等について定める。(第十八条)

19 この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではないことについて定める。（第十九条）

20 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議すること、また、この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、外交上の経路を通じた協議によつて解決することについて定める。（第二十条）

21 この条約の批准、効力発生及び終了について定めるとともに、この条約の効力発生の日以後に行われた共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）についてこの条約を適用することについて定める。

（第二十一条）

三 条約の実施のための国内措置

この条約を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。